



# 佐賀県公報

平成17年  
4月27日  
(水曜日)  
第12598号

## 目次

告示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更 (二四七・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更 (二四八・" ) 一
- 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病検査の実施 (二四九・畜産課) 二
- 公 告
- 健康診断管理システム等のソフトウェアの借入れに係る一般競争入札 (情報・業務改革課) 二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 四
- " ( " ) 四
- 公印の登録抹消 (総務法制課) 五
- 選挙管理委員会事項
- ◎不在者投票のできる施設の指定の一部改正 (告示・一七) 五
- 公安委員会事項
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱 (公 告) 六
- 道路交通法に基づく地域交通安全活動推進委員の委嘱 ( " ) 六
- 平成十七年度警備員検定の実施 ( " ) 九
- 海区漁業調整委員会事項
- 漁業法に基づく公聴会の開催 (公 告) 二〇
- " ( " ) 二二

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第二百四十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十七年四月二十七日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
福祉用具貸与 ケイ	有限会社メディカル	旧	佐賀市鍋島町森田一 五三番地五	平成一六・一・三〇
		新	佐賀市鍋島四丁目一 番一九号	

### ◎佐賀県告示第二百四十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十七年四月二十七日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	旧	新	
居宅介護支援センター 菜の花	旧	佐賀郡川副町大字鹿江八六九番地一	平成一七・三・一
	新	佐賀郡東与賀町大字田中二〇七番地一五	
唐津市北波多在宅介護支援センター	旧	唐津市北波多徳須恵一四二四番地一	平成一七・四・一
	新	唐津市北波多田中九二三番地	

◎佐賀県告示第二百四十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を実施する。

平成十七年四月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

一 検査の目的

牛のブルセラ病及び結核病、馬伝染性貧血並びに鶏の家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生予防並びにブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため

二 実施する区域

県内全域（牛のブルセラ病及び結核病の検査については、家畜保健衛生所長が指定した市町村又は指定する区域）

三 実施の期日

平成十七年五月九日から平成十八年三月三十一日までの間（一に掲げる発生のための検査については、六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十一月中旬）において、家畜保健衛生所長が指定する日

四 検査の別、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

結核病検査	検査の別	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
ブルセラ病検査		乳用雌牛及び種雄牛並びにこれらの牛と同居している牛（生後九十日未満のもの及び家畜保健衛生所長が認めたものを除く。）	血清学的検査（急速凝集反応法、試験管凝集反応法及び補体結合反応法）及び疫学的検査
”	”	”	ツベルクリン皮内反応法、疫学的検査及び臨床検査

馬伝染性貧血検査

競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）による競馬に出場する目的で飼育している馬及び家畜保健衛生所長が必要と認めた馬

血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応法）、疫学的検査及び臨床検査

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

種鶏業者が飼育している種鶏

血清学的検査（急速凝集反応法）、細菌学的検査及び臨床検査

ブルータング検査

未越冬牛で家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

臨床検査及び血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応法）

アカバネ病検査

”

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

チュウザン病検査

”

”

アイノウイルス感染症検査

”

”

イバラキ病検査

”

”

牛流行熱検査

”

”

五 その他

実施の日程その他検査の詳細については、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長から市町村長を通じ、検査の対象となる家畜の所有者又は管理者に通知する。

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年4月27日

収支等命令者	
<p>佐賀県統括本部情報・業務改革課長 迎 出</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品の名称及び数量 健康診断管理システム等に係るソフトウェア        (「日本BEAシステムズ株式会社 Weblogic Server 8.1J Advantage Edition」及び「ウイングアーク テクノロジーズ株式会社 SVF for Web/PDF java Edition Linux Ver 6」各1式)</p> <p>(2) 借入期間 契約締結の日から5年間(60か月)</p> <p>(3) 納入場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号        佐賀県統括本部情報・業務改革課(本館2階)</p> <p>(4) 入札方法        落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 佐賀県物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有する者であること。</p> <p>(2) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、アフターサービスを速やかに提供することができる者であること。</p> <p>(3) 既存サーバー機器のセットアップ(設置・設定等を含む。)及びソフトウェアのインストール、ネットワーク環境設定作業等ができる者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p>	<p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先        郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号        佐賀県統括本部情報・業務改革課 業務改革担当(本館2階)        電話 0952-25-7035</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法        平成17年4月27日(水)から5月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の8時30分から17時15分までの間(1)の場所で随時交付する。</p> <p>(3) 入札書の提出方法        (1)の場所に5月9日(月)10時30分までに持参すること。        なお、郵送の場合は書留郵便とし、5月6日(金)までに必着のこと。</p> <p>(4) 開札の日時及び場所        平成17年5月9日(月)11時        佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号        佐賀県庁新行政棟2階 24号会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札保証金及び契約保証金        ア 入札保証金        佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除する。</p> <p>イ 契約保証金        佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。</p> <p>(2) 入札の無効        次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。        ア 参加する資格のない者        イ 当該競争入札について不正行為を行った者</p>

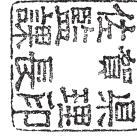
<p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 法令又は入札に関する条件に違反した者</p> <p>(3) 契約書作成の要否 要</p> <p>(4) 落札者の決定方法</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 詳細は入札説明書による。</p> <p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>関係書類は、平成17年6月14日までにさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。</p> <p>平成17年4月27日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 申請のあった年月日 平成17年4月14日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人 菜々の会</p>	<p>(2) 代表者の氏名 小林 計子</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県鳥栖市儀徳町2907番地1</p> <p>(4) 定款に記載された目的 この法人は、障害者、高齢者、幼児などに対して、医療福祉に関する事業を行い、医療福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>平成17年4月27日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称 鳥栖市轟木町字四本松1817番から1819番まで</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 三養基郡みやき町大字原古賀5376番地7 小原木 清</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>平成17年4月27日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称 伊万里市大坪町字戸次郎谷丙131番6、138番1、139番1、140番1及び146番並びに字上原丙522番1、552番2、555番2、555番3、557番1、557番2及び558番1</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 伊万里市大坪町乙337番地</p>
---	---

伊万里西松浦森林組合

次の公印は、平成17年3月31日限りでその登録を抹消しました。

平成17年4月27日

佐賀県知事 古川 謙



佐賀県監理課長印



佐賀県監理課長印

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第十七号

不在者投票のできる施設の指定（昭和四十八年佐賀県選挙管理委員会告示第十七号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

本文中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改める。

一 病院の表中「前田病院」を「医療法人幸善会 前田病院」に、「医療法人前田病院長生園分院」を「医療法人幸善会 前田病院分院」に、「中原町」を「みやき町」に、

「小城町立病院

小城郡小城町大字松尾四一〇〇番地

」を

「小城市民病院

小城市小城町松尾四一〇〇番地

」に、

「小城郡小城町八一五番地の一」を「小城市小城町八一五番地の一」に、「小城郡小城町八一四番地一」を「小城市小城町八一四番地一」に、「小城郡三日月町大字金田」を「小城市三日月町金田」に、「東松浦郡浜玉町大字横田下」を「唐津市浜玉町横田下」に、「東松浦郡相知町大字町切」を「唐津市相知町町切」に、「東松浦郡相知町大字相知」を「唐津市相知町相知」に、「東松浦郡厳木町本山」を「唐津市厳木町本山」に、「東松浦郡厳木町大字岩屋」を「唐津市厳木町岩屋」に、「有明町」を「白石町」に改める。

二 老人ホームの表中「中原町」を「みやき町」に、

「北茂安町養護老人ホーム南花園」を「三養基郡北茂安町大字東尾六四四番地」に、

「みやき町養護老人ホーム南花園」を「三養基郡みやき町大字東尾六四四番地」に、

「小城郡小城町大字松尾」を「小城市小城町松尾」に、「小城郡小城町八二〇番地」を「小城市小城町八二〇番地」に、「小城郡三日月町甲柳原」を「小城市三日月町甲柳原」に、「東松浦郡浜玉町大字東山田」を「唐津市浜玉町東山田」に、「東松浦郡厳木町」を「唐津市厳木町」に、「東松浦郡相知町大字中山」を「唐津市相知町中山」に、

「特別養護老人ホーム北波多村立ちぐさの」を「東松浦郡北波多村大字田中九〇七番地」に、

「唐津市特別養護老人ホームちぐさの」を「唐津市北波多田中九〇七番地」に、

「東松浦郡肥前町大字鶴牧」を「唐津市肥前町鶴牧」に、「東松浦郡西町大字打上」を「唐津市鎮西町打上」に、

「呼子町養護老人ホーム延寿荘 呼子町特別養護老人ホーム宝寿荘」	東松浦郡呼子町大字殿ノ浦一三二二番地 番地 東松浦郡呼子町大字殿ノ浦七九七番地二三	を
「唐津市養護老人ホーム延寿荘 唐津市特別養護老人ホーム宝寿荘」	唐津市呼子町殿ノ浦一三二二番地 唐津市呼子町殿ノ浦七九七番地二三	に

「福富町」を「白石町」に改める。  
 三 身体障害者更正援護施設の表中「中原町」を「みやま町」に改める。

○ 公安委員会事項

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、平成17年4月1日付けで少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成17年4月27日

佐賀県公安委員会

委員長 藤 寛

氏名及び住所	活動の区域
松島 正英 佐賀市愛敬町4番54号	佐賀市のうち、松原一丁目から松原四丁目まで、天神一丁目から天神三丁目まで、大財一丁目から大財六丁目まで、水ヶ江一丁目から水ヶ江六丁目まで、唐人一丁目、唐人二丁目、白山一丁目、白山二丁目、駅前中央一丁目から駅前中央三丁目まで、神野東一丁目から神野東四丁目まで、中央本町、呉服元町及び愛敬町
福島 龍一 佐賀市中央本町2番16号	
山下 雄司 佐賀市城内一丁目9番2号	
平 龍三郎 佐賀市神野東一丁目2番25号	
西村 克巳 佐賀市本庄町大字末次32番地45	

永瀨 一郎 鳥栖市本通町一丁目809番地2 鐘ヶ江正久 鳥栖市本鳥栖町1512番地9 兼行 研一 鳥栖市本鳥栖町633番地の25	鳥栖市のうち、本町、大正町、本鳥栖町、京町、本通町、東町、元町及び曾根崎町
久保 信一 小城市小城市町晴気1088番地	小城市小城市町のうち、本町、岡門、北小路、蛭子町及び下町 小城市牛津町のうち、上砥川及び下砥川
川原 敏春 唐津市和多田西山11番12号 今泉 清 唐津市神田中村2474番地 牟田 雄毅 唐津市本町1929番地 小松 太一 唐津市町田四丁目3番7号	唐津市のうち、西城内、南城内、北城内、大名小路、材木町、十八町、魚屋町、呉服町、中町、京町、本町、木綿町、刀町、町田、高砂町、紺屋町及び米屋町
今井 定也 伊万里市伊万里町甲253番地1 松永 俊輔 伊万里市立花町950番地4 松尾 光明 伊万里市立花町3718番地1	伊万里市のうち、伊万里町、立花町、蓮池町、新天町及び二里町
中島 真盛 武雄市武雄町大字富岡7787番地2 岩永 藤房 鹿島市大字高津原3928番地3	武雄市のうち、武雄町 鹿島市のうち、大字高津原
一ノ瀬信義 藤津郡嬉野町大字下野乙2531番地7 相川 幸男 藤津郡嬉野町大字下宿乙931番地	藤津郡嬉野町のうち、大字下宿

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、平成17年4月1日に地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱した。

平成17年4月27日

佐賀県公安委員会

委員長 藤 寛

氏名	連絡先	活動区域
瀬井 一成	佐賀市東佐賀町9番20号	佐賀市並びに佐賀郡東与賀町、久保田町、大和町及び富士町
松枝 操	佐賀市高木瀬西四丁目3番23号	"
酒見紀代子	佐賀市日の出一丁目12番35号	"
小瀧 悦治	佐賀市新栄東二丁目5番12号	"
松島 礼子	佐賀市鍋島二丁目1番11号	"
御厨 正男	佐賀市西与賀町大字厘外64番地39	"
北島 善之	佐賀市長瀬町4番1号	"
高尾 宜秀	佐賀市鍋島町大字蠣久74番地6	"
紀伊 博道	佐賀市水ヶ江四丁目6番22号	"
吉田 藤秋	佐賀市北川副町大字光法1223番地5	"
寺町 正之	佐賀市白山一丁目6番14号	"
小部 妙子	佐賀郡大和町大字尼寺2737番地6	"
志津田未光	佐賀市鍋島町大字八戸溝2149番地	"
西津 邦彦	佐賀市水ヶ江五丁目1番5号	"
徳富 勝矢	佐賀市新栄西一丁目8番14号	"
西原 憲昭	佐賀市高木瀬町大字長瀬276番地	"
宮崎 一夫	佐賀市長瀬町3番1号	"
真崎 正敏	佐賀市兵庫町大字若宮869番地	"
田村 新	佐賀市久保泉町大字下和泉2378番地1	"
田中 洋介	佐賀市神野東三丁目7番15号	"
田中 壽則	佐賀市兵庫町大字瓦町1185番地2	"
三好 幹男	佐賀市本庄町大字末次500番地	"
田崎 大善	佐賀郡大和町大字川上5225番地1	"
上野 房男	佐賀郡大和町大字梅野2257番地	"
原口 義則	佐賀郡大和町大字尼寺1472番地2	"

森 新吾	佐賀郡大和町大字久留間4000番地	"
三好 実	佐賀郡大和町大字東山田4433番地	"
江頭 幸利	佐賀郡大和町大字池上1302番地	"
森田 義春	佐賀郡久保田町大字久富2893番地	"
原田 司	佐賀郡久保田町大字徳万129番地2	"
野田 芳弘	佐賀郡東与賀町大字田中1539番地10	"
吉村 正	佐賀郡東与賀町大字田中1045番地	"
副島 和彦	佐賀郡富士町大字下熊川130番地1	"
嬉野 正人	佐賀郡富士町大字中原470番地	"
徳永 元昭	佐賀郡川副町大字鹿江1067番地	佐賀郡諸富町及び川副町
北村 仲司	佐賀郡川副町大字早津江津397番地	"
宮地 福夫	佐賀郡諸富町大字山領820番地	"
松林 馨	佐賀郡諸富町大字為重1284番地5	"
服巻 敏美	神埼郡春振村大字広滝4959番地口	神埼郡神埼町、千代田町、三田川町、東春振村、春振村及び三瀬村
藤野 徹雷	神埼郡三瀬村大字三瀬2430番地	"
野口 善重	神埼郡三田川町大字箱川2350番地	"
井上 孝司	神埼郡神埼町大字神埼593番地	"
亀崎 猛	神埼郡神埼町大字本堀3178番地8	"
石丸 信行	神埼郡千代田町大字直鳥1420番地	"
野下 正則	鳥栖市高田町92番地	鳥栖市並びに三養基郡基山町、みやき町及び上峰町
谷口 久吉	鳥栖市布津原町62番地43	"
佐藤 弘征	鳥栖市田代新町158番地	"
松尾 政博	鳥栖市原町975番地2	"
羽根 豊明	鳥栖市牛原町967番地	"
陣内 寿	鳥栖市村田町648番地2	"

石田 絹子	鳥栖市大正町764番地3	〃	〃	宮田 好泰	唐津市浜玉町南山2416番地	〃
伊藤 龍雄	鳥栖市本町一丁目970番地4	〃	〃	吉村 武美	東松浦郡七山村大字荒川892番地1	〃
毛利 定俊	三養基郡基山町大字長野609番地2	〃	〃	松本 要	唐津市北波多岸山705番地1	〃
渡邊 政登	三養基郡基山町大字宮浦162番地4	〃	〃	末竹 重晴	唐津市大良377番地	〃
香月和佐文	三養基郡みやき町大字江口2529番地59	〃	〃	瀧下 正彦	唐津市相賀2478番地	〃
甲斐 玉夫	三養基郡みやき町大字東尾567番地1	〃	〃	山下 満	唐津市東唐津三丁目8番9号	〃
濱尾 正則	三養基郡みやき町大字原古賀4546番地	〃	〃	瀬口 和孝	唐津市菜畑4297番地11	〃
武廣 敏夫	三養基郡みやき町大字箕原492番地4	〃	〃	勝山 進	唐津市竹木場5027番地	〃
本村 英成	三養基郡みやき町大字西島1645番地	〃	〃	麻生 末男	唐津市久里1004番地2	〃
石井 孝之	三養基郡みやき町大字東津2005番地	〃	〃	本山 義松	唐津市神田2467番地	〃
持山 一生	三養基郡上峰町大字坊所1796番地16	〃	〃	松枝 龍造	唐津市字木2283番地1	〃
箴島 豊	三養基郡上峰町大字堤1903番地17	〃	〃	吉田 忠之	唐津市和多田本村8番31号	〃
堤 克彦	小城市小城市283番地5	小城市	〃	吉富 順一	唐津市紺屋町1665番地3	〃
真子 修	小城市小城市251番地18	〃	〃	江里口政俊	唐津市元石町170番地	〃
北島 雅利	小城市小城市晴気919番地5	〃	〃	佐々木恒人	唐津市鎮西町加倉1191番地22	〃
池田 陽一	小城市三日月町樋口930番地34	〃	〃	松下 隆義	唐津市鎮西町名護屋1149番地	〃
水田 善久	小城市芦刈町浜枝川1196番地4	〃	〃	田中 健	伊万里市二里町大字大里甲1799番地2	伊万里市
末永 力夫	小城市牛津町柿樋瀬1075番地7	〃	〃	松本 政吉	伊万里市松島町283番地	〃
片倉 正弘	小城市牛津町上砥川244番地14	〃	〃	山下 剛司	伊万里市大坪町乙4465番地	〃
田久保 怜	多久市南多久町大字長尾4080番地61	多久市	〃	久保田勝一	伊万里市脇田町763番地	〃
陣内 到	多久市多久町3857番地1	〃	〃	山口 哲二	伊万里市立花町944番地4	〃
七田 康	多久市東多久町大字納所3428番地5	〃	〃	大久保 讓	伊万里市大川内町丙2482番地9	〃
梶原 幹雄	多久市西多久町大字板屋1970番地	〃	〃	宗 泉	伊万里市伊万里町甲413番地20	〃
小川 収生	唐津市相知町相知3179番地12	唐津市並びに東松浦郡七山村及び玄海町	〃	内山 正男	伊万里市大坪町丙2105番地	〃
大草 博美	唐津市相知町佐里下2705番地	〃	〃	江向 信夫	伊万里市大川内町甲4443番地	〃
太田 幸江	唐津市蔵木町中島1746番地1	〃	〃	杉山 緑	伊万里市立花町1891番地7	〃
				前田 榮	西松浦郡有田町中部丙1452番地	西松浦郡有田町及び西有田町



森 巖	西松浦郡西有田町大木乙805番地	〃
中島 貞盛	武雄市武雄町大字富岡7787番地2	武雄市及び杵島郡山内町
松本 学	武雄市武雄町大字永島13808番地1	〃
宇津上慶子	武雄市武雄町大字富岡7713番地5	〃
吉原 武藤	武雄市朝日町大字中野10797番地1	〃
松尾 進	武雄市若木町大字川古7830番地	〃
古川 博敏	武雄市西川登町大字神六20365番地	〃
山下 嘉幸	杵島郡山内町大字宮野880番地	〃
中村 房子	杵島郡北方町大字大崎2098番地2	杵島郡北方町及びび大町町
久原 勇	杵島郡白石町大字福富下分2298番地2	杵島郡白石町及びび江北町
土井 徳康	杵島郡白石町大字福吉276番地	〃
碓 守義	杵島郡江北町大字佐留志1724番地	〃
掛園 治司	鹿島市大字高津原658番地1	鹿島市並びに藤津郡太良町及び塩田町
家永 克明	鹿島市大字高津原3910番地1	〃
下村 謙美	鹿島市大字古枝甲2462番地	〃
喜多 重之	鹿島市大字山浦丙1596番地	〃
中島 清	鹿島市浜町甲4356番地	〃
諸岡 鮮	藤津郡塩田町大字大草野甲165番地2	〃
光武 義伸	藤津郡塩田町大字久間乙1603番地3	〃
荒川 昌秋	藤津郡塩田町大字馬場下甲3031番地1	〃
木原 幸輝	藤津郡太良町大字多良1711番地	〃
荒木 正子	藤津郡太良町大字大浦戊540番地	〃
田中 廣人	藤津郡塩野町大字下宿乙1691番地7	藤津郡塩野町
成平 正人	藤津郡塩野町大字下宿丙83番地1	〃
太田 米生	藤津郡塩野町大字下野甲131番地1	〃

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第11条の2の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。

平成17年4月27日

佐賀県公安委員会

委員長 藤 寛

1 検定の種別及び級の区分  
交通誘導警備2級

2 検定試験の日時及び場所

(1) 日時

平成17年8月1日（月曜日）8時30分から16時30分まで

(2) 場所

若楠自動車学校（佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1424番地）

3 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

4 受検資格

佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県外に住所を有する警備員で佐賀県内の営業所に属しているもの。ただし、次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができません。

<p>(1) 法第3条第1号から第6号までのいずれかに該当する者</p> <p>(2) 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)第11条第1項第2号又は第3号に該当することにより検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して3年を経過しない者</p> <p>5 受検定員 30人(予定。先着順とする。)</p> <p>6 検定申請の手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間 平成17年6月13日(月曜日)から平成17年7月15日(金曜日)まで</p> <p>(2) 検定申請書の提出先 住所)又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課</p> <p>なお、郵送による検定申請は、受け付けません。</p> <p>(3) 添付書類 検定申請には、次に掲げる書類を添付して正副2通を提出してください。</p> <p>ア 履歴書及び住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)</p> <p>イ 佐賀県外に住所を有する警備員で佐賀県内の営業所に属しているものにあつては、当該営業所に属することを証明する書類</p> <p>ウ 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の登記事項証明書及び市町村の長の証明書</p> <p>エ 法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書</p> <p>オ 規則第5条第1号及び第2号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>カ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名</p>	<p>及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>7 検定の手数料</p> <p>(1) 検定の手数料は、22,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。</p> <p>(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 問い合わせ先 検定の詳細については、最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033)に問い合わせてください。</p>
	<p>○ 県漁業調整委員会</p> <p>漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定により、佐賀県有明海区における漁業の免許について、次のとおり公聴会を開催する。</p> <p>平成17年4月27日</p> <p>佐賀県有明海区漁業調整委員会 会長 山崎 龍馬</p> <p>1 日時 平成17年5月10日(火) 午前10時</p> <p>2 場所 佐賀市西与賀町厘外821番地 佐賀県水産会館大会議室</p> <p>3 議事 かき垂下式養殖漁業及びあさり養殖漁業の免許に係る免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区について</p> <p>4 漁場計画の内容</p>

<p>佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局 (佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県生産振興部水産課内) において閲覧に供する。</p> <p>5 公聴会において意見を述べようとする者 (以下「公述者」という。) の範囲</p> <p>(1) 漁業権者</p> <p>(2) 入漁権者</p> <p>(3) 漁業権漁業の経営者</p> <p>(4) 漁業協同組合関係者</p> <p>(5) その他利害関係のある者</p> <p>6 公述者の注意事項</p> <p>(1) 公述者は、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で平成17年5月9日までに佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局に提出しなければならない。</p> <p>(2) 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができ。</p> <p>(3) 公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(4) 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。</p> <p>漁業法 (昭和24年法律第267号) 第11条第4項の規定により、有明海の農林水産大臣管轄漁場における漁業の免許について、次のとおり公聴会を開催する。</p> <p>平成17年4月27日</p> <p>佐賀県有明海区漁業調整委員会</p> <p>会長 山 崎 龍 馬</p> <p>1 日時 平成17年5月10日(火) 午前10時30分</p> <p>2 場所</p>	<p>佐賀市西与賀町厘外821番地 佐賀県水産会館大会議室</p> <p>3 議事 のりひび建養殖漁業の免許に係る免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区について</p> <p>4 漁場計画の内容</p> <p>佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局 (佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県生産振興部水産課内) において閲覧に供する。</p> <p>5 公聴会において意見を述べようとする者 (以下「公述者」という。) の範囲</p> <p>(1) 漁業権者</p> <p>(2) 入漁権者</p> <p>(3) 漁業権漁業の経営者</p> <p>(4) 漁業協同組合関係者</p> <p>(5) その他利害関係のある者</p> <p>6 公述者の注意事項</p> <p>(1) 公述者は、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で平成17年5月9日までに佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局に提出しなければならない。</p> <p>(2) 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができ。</p> <p>(3) 公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(4) 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。</p>
---	--

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十七年四月二十七日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷